

入札監理小委員会における審議の結果報告

地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務

法務省が所管する「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、民間競争入札を実施することとされており、入札手続が進められていたが、不落となったことから、再度公告入札を実施するため、当該民間競争入札の実施要項（案）が修正され、入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1 入札結果及び再度公告入札に向けた見直しについて

「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の民間競争入札については、東京局、名古屋局、大阪局の各官署単位で入札が実施された。いずれの局においても、3者以上の入札参加があったが、予定価格の制限に達する応札がなく、入札参加者から不落随契による交渉についても対応困難である旨の回答がされたところである。

このような状況を踏まえ、再度公告入札に当たっては、委託業務の縮小により所要経費を削減するため、東京局の委託業務に含まれていたプレチェック業務（申請書類の記入漏れや添付書類の不備等の事前確認）を委託範囲から外すこととされている。

なお、当該業務については、公共サービスの質に影響を及ぼさないよう、国側で実施することとされている。

2 実施要項（案）の修正について

- ・プレチェック業務を委託範囲から外し、国側で実施することに伴う修正（実施要項（案）2ページ、21ページ、28ページ〔2(2)ア、別紙2、別紙3-2、別紙6〕）。
- ・再度公告入札を実施することに伴うスケジュール等の修正（実施要項（案）4～6ページ、14ページ〔5(1)、5(2)、6、9(4)ア(ア)〕）。

以上